

鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により鬼怒川下流域において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、市町、県、河川管理者等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、鬼怒川・小貝川上流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、関東地方整備局下館河川事務所で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月13日から施行する。

平成29年 月 日改定

別表 1

宇都宮市長

小山市長

真岡市長

矢板市長

さくら市長

下野市長

上三川町長

益子町長

芳賀町長

塩谷町長

高根沢町長

栃木県 県民生活部 危機管理課長

栃木県 県土整備部 河川課長

気象庁 宇都宮地方気象台長

気象庁 水戸地方気象台長

国土交通省 国土地理院 関東地方測量部長

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所長

国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所長

別表 2

宇都宮市 行政経営部 危機管理課長
小山市 消防本部 危機管理課長
真岡市 市民生活部 安全安心課長
矢板市 市民生活部 危機対策班長
さくら市 総務部 総務課長
下野市 市民生活部 安全安心課長
上三川町 総務課長
益子町 総務部 総務課長
芳賀町 総務企画部 総務課長
塩谷町 総務課長
高根沢町 地域安全課長
栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐
栃木県 県土整備部 河川課長補佐
気象庁 宇都宮地方气象台 水害対策気象官
気象庁 水戸地方气象台 水害対策気象官
国土交通省 国土地理院 関東地方測量部 防災課長
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 副所長（技術）
国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 副所長（技術）